

随意契約結果(物品等)

第1四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	行政手続法追録ほか19点 概算買入	51図書	(株)ぎょうせい	¥2,632,190	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	-
2	市岡工営所上之宮出張所事務室空調設備修繕	設備修繕	ダイキン工業(株)	¥1,672,000	4月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	東部方面管理事務所空調設備修繕	設備修繕	パナソニック産機システムズ(株)	¥1,320,000	6月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

行政手続法追録ほか19点 概算買入

2 契約の相手方

株式会社ぎょうせい

3 随意契約理由

今回購入する図書は、すでに購入している図書の追録分であり、事務参考用に使用するものであるが、出版元である上記業者が、唯一の販売業者であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記契約相手方との随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局総務部総務課 (電話番号 06-6615-6887)

随意契約理由書

1 案件名称

市岡工営所 上之宮出張所事務室空調設備修繕

2 契約の相手方

ダイキン工業株式会社

3 随意契約理由

本件は、市岡工営所上之宮出張所事務室の空調設備の修繕を行うものである。

本年1月、運転中に緊急停止したため原因の調査をダイキン工業株式会社に調査依頼した。その結果、ブレーカーの絶縁不良であることが判明したため、メンテナンスとして緊急的に基盤等の交換について対応していただいたが、現在の状況で使用し続けると、故障の原因となるため、室内機の部品交換と分解洗浄作業が必要である。

同空調設備が稼働しない状況では、室内の温度を一定に保つことができず、業務に適した環境を維持することができないことから、職員の安全衛生上の観点からも、修繕する必要がある。

同設備は、ダイキン工業株式会社が製作しており、取替部品も他社では製作していない。また修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所市岡工営所（電話番号 06-6576-0761）

随意契約理由書

1 修繕名称

東部方面管理事務所 空調設備修繕

2 契約相手方

パナソニック産機システムズ(株)

3 随意契約理由

本件は、東部方面管理事務所内の会議室に設置されている空調設備の修繕である。

現在、空調機等の故障により十分な空調機能を果たせていない状況であり、業務に適した環境の維持管理ができておらず、室温が高温状態である。今年は例年よりも梅雨入りが早く、また梅雨明け後には連日 35 度を超える猛暑日が見込まれることから、業務打ち合わせや会議等に利用する職員の安全衛生面において早急に環境を回復する必要があると判断することから修繕を行うものである。

本設備は、パナソニック産機システムズ(株) (旧 三洋電機産機システムズ(株)) が設計製作したものである。そのため修繕にあたっては製造者のみが有する知識及び技術が不可欠であり、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

※旧 三洋電機産機システムズ(株)は平成 21 年にパナソニックの子会社となった後、パナソニック産機システムズ(株)に社名変更を行っている。

4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東部方面管理事務所管理課 (電話番号 06-6969-5841)